

県民公園太閤山ランドにぎわいプラン助成事業募集要項

1 募集イベントは、一団体に複数の応募が可能です。

2 イベントの要件等

- (1) 県民公園太閤山ランドで実施することが適当と思われる、スポーツ、文化、教養的要素があるイベントであること。
- (2) 特定の対象者に限ったイベントではなく、広く一般の来園者が楽しめるイベントであること。
- (3) 事業費を確保するために、会場での物品販売や入場料収入、企業協賛金等の収入を得る営業行為はイベント企画提案者が自由に行えることとするが、いずれも県立都市公園で実施するにふさわしいものであるとともに、都市公園法、富山県置県百年記念県民公園条例等の規定を遵守した内容であること。
※ イベント実施にあたり、注意点があるため、企画実施者は事前に財団と打ち合わせを行うこと。
- (4) イベントには、当財団が契約する売店業者が出店を希望する場合、無償で参加、販売させること。
- (5) (公財) 富山県民福祉公園を共催者とする。
- (6) 一部の業務を再委託する場合も、その者の行為は、企画実施者の行為とすること。

3 助成金額

1 事業につき 100,000 円を限度とする。

- ※ 助成額は、助成対象経費支出からイベント収入（助成金を除く）を引いた額の 2/3 とする。
- ※ 助成対象経費支出とはイベント実施に掛かった総支出額を指す。

4 応募イベントの概要 別紙のとおり

5 応募団体の条件

応募できるのは、法人又はその他の団体（個人による応募は出来ません）とし、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更正若しくは再生手続中の者
- (2) 県税を滞納している者
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、又は同条第 6 号に規定する暴力団の構成員
- (4) (3)に該当する者が経営を支配していると認められる団体等
- (5) 暴力団関係者との密接な交際関係又は社会的に非難される関係を有している者及び団体等

6 提出書類

応募に当たり、次の (1) ～ (3) の書類を提出してください。

- (1) 企画提案書（様式第1号）
- (2) 企画説明書（様式第2号）
- (3) 経費内訳書（様式第3号）

※1 有料公園施設を使用する場合又は公園の一部を占用利用する場合等は、使用料又は占用料等が必要となります。また、公園施設を活用する場合は、助成金とは別に財団が保有するテント、机、椅子、音響・照明等の備品を提供できる場合がありますが、貸出し料金設定のある備品については有料になりますので、経費内訳書に計上して下さい。

※2 園内への関係車両乗り入れについては、必要に応じてこれを許可します。但し、荷物搬入車両以外のスタッフ自家用車等について無条件で園内乗り入れ・無料駐車を認めるものではありません。よって、許可車両以外は駐車料金（4月1日から11月30日まで）が必要となります。

7 募集期間

令和8年10月1日（木）から令和8年12月28日（月）17時まで

8 質疑応答

質問がある場合は、令和8年10月1日（木）～令和8年12月21日（月）までの期間内に、下記担当者あて、FAX又はEメールで提出してください。回答は、FAX又はEメールで確認していただき、応募してください。

事務担当：総務企画課 山口、川渕

- ・ FAX 0766-56-2736
- ・ Eメール info@toyamap.or.jp

9 審査方法等

- (1) 応募書類の審査については、「県民公園太閤山ランドにぎわいプラン助成事業審査会」において行います。
- (2) 審査は、書類によるものとしますが、必要と思われる場合は、イベント企画書等の提出書類内容についてのプレゼンテーションを行うことがあります。
- (3) 審査は、審査基準に基づき100点満点で採点します。また、新規企画（これまでに本助成事業で採用された実績のない企画）については、審査による採点結果に一律10点を加算します。
- (4) 審査の結果、審査表に定める合格点以上の得点を得た応募者のうち、得点の高いものから上位10件を採用し、イベント実施者として助成します。ただし、合格点に達した応募者が10件を超える場合は、得点順位により採用者を決定します。なお、合格点に達した応募者が10件に満たない場合は、10件に達しない場合があります。
- (5) ファミリースポーツプラザ又はふるさとパレスを利用する企画については、前年度までの3年間に連続して本助成事業に採用されている場合、継続的な企画の入替えを促進するため、翌年度の1年間は採用対象外とします。
- (6) 審査結果については、採用・不採用の他、採点結果等を公表します。

(7) 審査基準

審査基準	審査の視点	配点(満点)
魅力性	参加者の満足度が高く、イベント内容がユニークで魅力的である	40
公共性	幅広い県民を対象とした事業内容となっている	20
独自性	他にはない新しい工夫や特色のあるイベント企画である	20
集客性	多数の来園者が見込める	10
収益性	県民公園太閤山ランドの利用収入の増加が見込める	10
合 計		100

※新規企画については、上記審査による採点結果に一律10点を加算します

10 審査結果等

審査結果については、令和9年2月中に、全ての審査対象者に通知します。

11 提出先

〒939-0311

富山県射水市黒河4774番6

(公財) 富山県民福祉公園

事務担当：総務企画課 山口、川渕

TEL 0766-56-5556

FAX 0766-56-2736

Eメール info@toyamap.or.jp

12 その他

(1) 企画実施者は、事業実施の1か月前までに(公財)富山県民福祉公園へ助成金交付申請書(様式第4号)を提出し、審査の後、助成金の交付決定通知(様式第5号)を受けること。

(2) 事業終了後は、実績報告書(様式第6号)を提出し、審査の後、助成事業の額の確定通知(様式第7号)を受けること。

以上

応募イベントの概要

1 趣旨

県民公園太閤山ランドで実施することが適当と思われる、スポーツ、文化、教養的要素のあるイベントを実施いただき、賑わいを創出する

2 参考例

- ・ スポーツに関するイベント
- ・ 自転車の乗り方を教えるイベント
- ・ 冬期間の有料施設を利用するイベント
- ・ プール施設内で行うイベント
- ・ 若者の出会いの機会の場を提供するイベント
- ・ ペットと飼い主が楽しめるイベント
- ・ オリエンテーリングに類するイベント
- ・ 写真撮影会と写真展覧会を同時に実施するイベント
- ・ 国際交流が図れるイベント
- ・ 凧作り教室など伝統的遊びに関するイベント
- ・ 富山県の伝統芸能、伝統工芸に関するイベント
- ・ セタなど文化的要素のあるイベント
- ・ フリーマーケットに類するイベント
- ・ その他、太閤山ランドにふさわしいイベント

以上